

トラブル

●消費者の味方になるルールを身につける

特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘などの契約や特定継続的役務提供(エステティックや美容医療など)の契約をしても、クーリング・オフできる場合があります。消費者契約法では「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。また、4年3月31日までは20歳未満の未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができます。こうした消費者を保護するルールを身につけ、いざというときには活用しましょう

●借金を勧める業者に要注意 クレジット契約を利用する際には、安易に契約をしないようにしましょう

困ったときは消費生活センターへ

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり困ったりしたときは、自分で抱え込まず、消費生活センターに相談しましょう。

専門の資格を持った相談員が、トラブルに対処するための助言や情報提供をします。必要に応じてあっせんや専門機関の紹介など、問題解決の支援も行います。

来庁のほか、電話でも受け付けています。契約前に判断に迷ったときなど、トラブルになる前でも可能です。個人のプライバシーは厳守しますので、気軽に相談してください。

【相談場所】 市役所多目的棟
 【電話相談】 ☎485-0559 (相談専用)
 【休所日】 土曜日・日曜日、祝日
 【相談時間】 午前9時～正午・午後1時～4時



▶1月31日から市役所前の多目的棟に移動しました

消費者ホットライン188

全国どこからでもつながる局番なしの3桁の消費者ホットライン188(いやや!)もご利用ください。音声ガイダンスに従って、自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの相談電話につながります。休日でも県の消費者センターや、国民生活センターに案内します。年末年始を除いて、原則毎日利用できます。



▲消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

LINE 公式アカウント 消費者庁若者ナビ!



消費者庁では、若年者層を中心とした消費者に積極的にアプローチしていくため、LINE公式アカウント「消費者庁若者ナビ!」を開設しました。消費者トラブル関連の情報発信などを行い、速やかで正確な情報の普及を目指します。「消費者庁若者ナビ!」への友達登録は右上のコードから。

市民委員を無作為抽出で募集します

これまで市政に参加する機会の少なかった人の意見を、幅広く市政に反映させるため、4年度から審議会などの公募委員を無作為抽出方式で募集する取り組みを行います。

市内在住の18歳以上の人から無作為に選んだ1,000人に「公募委員候補者名簿」への登録をお願いする文書を送付(2月下旬～3月上旬発送予定)し、応諾した人の中から審議会などの委員の改選時に就任を依頼します。

Q. 公募委員って何をやるの? 市の施策や計画について意見を求める会議に参加し、市民の目線で議題について普段から感じていることや案への意見を話していただきます。

Q. 登録すると必ず委員になるの? 登録に同意したからといって、必ずしも会議に出席するわけではありません。欠員状況などによって全ての名簿登録者に就任を依頼できない場合もあります。

Q. 候補者名簿に登録するとずっと登録されたままなの? 候補者名簿に登録される期間は4年間です。次回更新する候補者名簿には継続して登録されません。

Q. どの会議に参加するか選ぶことはできるの? 個別の会議を選ぶことはできませんが、登録のときに、興味のある分野を選ぶことができ、その希望を踏まえたうえで、就任依頼を行います。会議の内容などの説明を聞いたうえで、就任を断ることも可能です。

Q. 無作為抽出で選ばれなかったら市民委員になれないの? 無作為抽出で選ばれなかった人も同意書を提出すれば、名簿に登録できます。委員の就任は、無作為抽出で応諾した人と同様、就任を依頼しない場合もあります。

Q. 今までの方法での募集はなくなるの? 国民健康保険被保険者であることを条件にするなど、条件付きの委員を選出する必要がある審議会などは、引き続き広報やちよなどで募集を行う場合もあります。

Q. 今市民委員をしている人はどうなるの? 現在の市民委員の人は委嘱期間終了まで委員を務めていただくことになります。

この制度の詳細は、右のコードから市ホームページを確認してください。



※各種審議会の公募委員の定員は、それぞれ決まっているため、名簿登録された人全員が、就任依頼されるわけではありません

問い合わせは
コミュニティ推進課
 ☎483-1151 (代表) へ

広告